



Title	中世後期の戦士的領主階級と狩猟術の書
Author(s)	頼, 順子
Citation	パブリック・ヒストリー. 2005, 2, p. 127-148
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66427
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中世後期の戦士的領主階級と狩猟術の書

頼 順子

はじめに

西欧中世において、戦士的領主階級は聖職者階級とともに社会の支配層を形成していた。13世紀から中世末期にかけて、広域支配の政治システムの発展に伴って、戦士的領主階級を中心⁽¹⁾に漸次法的貴族階級が形成されていく。この貴族階級は、政治だけでなく、文化的な側面においても重要な位置を占めていた。貴族の文化は、教会文化とともにヨーロッパ前近代社会の文化の基層部分を形づくることになる。彼らに属する文化としては、戦争、騎馬槍試合、華美な衣装、宴会、狩猟、チェスなどのゲーム、ダンス、歌や器楽、宮廷文学、宮廷風恋愛などがあげられるだろう。武芸と並んで、狩猟やダンス、歌や器楽などは、貴族にとって必要な素養と見なされており、こうした技芸に長けていることは貴族の社交生活において重要なことであった。また、貴族には根強い銜示的消費体質があり、彼らの文化は建築、衣装、武具、食生活などの物質文化において明瞭に体現されていた。⁽²⁾

貴族文化においては、娯楽が重要な位置を占めていた。中世から近世初頭にかけての貴族に象徴的な娯楽の1つとして、騎馬槍試合をあげることができるだろう。騎馬槍試合は、11世紀中葉のフランスが起源とされており、13世紀中葉までは、戦士階級の間で、実戦に近い形式で団体戦が行われていた。しかし、中世後期には危険度の低い一騎打ちが登場し、使用する武器においても殺傷力の低い槍が用いられはじめるなど、娯楽としての要素が濃厚になる。また、12世紀末までは経済的に困窮した下級戦士層の社会的上昇手段の場として利用されて

(1) 中世の貴族に関する事項は、以下の著作を参照した。江川温、服部良久編著『西欧中世史〔中〕——成長と飽和』ミネルヴァ書房、1995年、103-127頁；江川温「ヨーロッパの成長」『岩波講座世界歴史8 ヨーロッパの成長』岩波書店、1998年、30-39頁；J. フロリ著（新倉俊一訳）『中世フランスの騎士』白水社、1998年。

(2) 貴族文化と呼ばれるものはひじょうに多岐にわたるため、本稿では狩猟のみを取り上げている。貴族文化全般の問題に関しては、以下の著作を参照されたい。J. ブムケ（平尾浩三他訳）『中世の騎士文化』白水社、1995年。

いたが、13世紀以降は限られた層のみが参加できる、様式化された、金のかかる特権的な催しに変化していった。⁽³⁾騎馬槍試合に参加できるということは、騎士叙任を受けられる家系に属する、高貴な存在であることを意味するようになった。このように、騎馬槍試合は戦士の気晴らしから、貴族的な儀礼へと変化を遂げてゆく。

一方、騎馬槍試合と並んで代表的な貴族の娯楽として、狩猟があげられるだろう。中世初期から、獵犬や猟鳥を用いた狩猟は、乗馬や武芸の鍛錬とともに戦士が習得すべき素養の1つと見なされていた。戦士の子は、幼少期から狩猟に参加して、狩猟の技法や集団での狩猟における身の処し方を学ぶのが一般的だった。

戦士的領主階級は、たんに狩猟に熱心であっただけでなく、その権利の占有を図った。彼らは狩猟権（とくに大型獣の狩猟権）を中世初期にすでに手中に収めていたが、なかでも王侯をはじめとする大領主たちは禁猟地を設置して、権利を持たない平民を排除していた。こうしたことから、戦士階級の行う狩猟は、早くから平民が行うことのできる狩猟とは異なる特権的な行為という性格を持っていた。やがて彼らの狩猟の技法は様式化され、騎馬槍試合と同様、中世後期には貴族文化の1つとして成熟してゆくことになる。

狩猟の技法は、従来は口承や実地の経験によって習得されるものであったが、10世紀ごろから書物を媒介とする狩猟術の伝達が試みられるようになる。そして、12世紀以降になると、ラテン語で書かれた実用目的の鷹狩り術の書が、西欧世界において本格的に出回りはじめる。その代表的なものが神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世による、『猟鳥を用いた狩猟術について』(c.1244-1250)である。13世紀前半からは、獵犬を使う狩猟術や罠猟の技法書も登場する。また、ラテン語からの翻訳、あるいはオリジナルの俗語で書かれた狩猟術の書が見られはじめる。こうした動向はイベリア半島を端緒として、西欧各地に広がっていった。フランスでは13世紀にドーデ・ド・プラダ『猟鳥について』がオック語で、13世紀後半には著者不詳の『鹿狩りの書』がオイル語で著されている。⁽⁴⁾

西欧においては、中世後期は狩猟の社会的重要性が増していった時代だった。上級領主層を中心に狩猟は社交の手段の1つとなり、様式化が進んだ。このような状況下で、フランスでは14世紀中葉以降に、中世において代表的な3つの狩猟術の書が成立した。すなわち、アンリ・ド・フェリエール『モデュス王とラティオ一王妃の書』(1354-1376)、ガース・ド・ラ・ビュイニユ『狩猟の物語』(1359-1377)、そして、ガストン・フェビュス『狩猟の書』(1387-1391)である。最初の2点は鷹狩りと獵犬を使う狩猟を、最後の1点は獵犬を使う狩猟術を主題として扱っている。いずれの著作も、それ自体多大な成功を博しただけでなく、その後の狩猟術に関する著述の模倣の対象となった。

(3) フロリ、前掲書、69-73頁参照。

(4) 西欧中世における狩猟術の書の系譜については、以下の著作で詳述されている。Strubel, A., Ch. de Saulnier, *La poétique de la chasse au Moyen Age: Les livres de chasse du XIV^e siècle*, Paris, P.U.F., 1994; Van den Abeele, B., *La Littérature cynégétique, Typologie des sources du Moyen Âge occidental*, fasc.75, Turnhout, Brepols, 1996, pp.31-56.

このように、狩猟術の書は狩猟が貴族文化として様式化されてゆく過程で登場したものだった。しかしその一方で、狩猟術の教化を目的とした書物が登場した背景には、13世紀以降俗人の教化を推進した教会の影響のもと、西欧で教化を目的としたさまざまなマニュアル書が作られていたこともあったと考えられる。教化目的の著作は、当初はラテン語で書かれたものが多くたが、13世紀後半から翻訳、あるいはオリジナルの俗語の著作が登場し、14世紀にもさまざまな著作が生み出されていった。上述のフランスの3点の狩猟術の書は、以上のような動向のなかで登場したものである。本稿では、俗語の狩猟術の書が中世後期における貴族文化のイデオロギーを反映して登場したものであることを明らかにするために、これら3つの狩猟術の書を考察の対象として扱うこととする。

1 狩猟術の書とそれをめぐる研究

(1) 問題の所在

狩猟術の書に関する研究は、19世紀末のドイツのロマンス語研究者H.ヴェルトにはじまるとする。その後、1920年代以降、スウェーデンのロマンス語研究者G.ティランダーを中心とするスウェーデン人の研究者グループによって、狩猟文学の文献学的な研究が進められ、1973年までにアンリ・ド・フェリエール、ガース、ガストン・フェビュスの著作の校訂本をはじめ、狩猟用語の語源に関する研究書などが『Cynegetica』⁽⁵⁾シリーズとして刊行された。

20世紀第4四半期ごろから、中世研究者の間で狩猟に対する関心が高まったことに伴い、狩猟術の書も注目を浴びるようになった。しかし、Ph.メナールによるアンリ・ド・フェリエールとガストン・フェビュスの狩猟術の書の写本における挿画の役割に関する論考など、狩猟術の書の新たな側面を指摘する研究もあるが、狩猟術の書の歴史的な位置付けを主題とする研究はさほど多くはない。P. テュコ=シャラは、ガストン・フェビュスのプロソポグラフィーのなかで、『狩猟の書』に関する考察も行っているが、内容分析や書誌情報が中心となっている。⁽⁶⁾ 1990年代に入るとB.ファン・デン・アベルによるフランス中世文学における鷹狩りや、A.ス

(5) Rf. Smets, A., B. Van den Abeele, « Manuscrits et traités de chasse français du Moyen Âge. Recensement et perspectives de recherche », *Romania*, 463-464, T. 116, 3-4, 1998, pp.316-317.

(6) 中世の狩猟を主題とした主要な論文集として、以下の2点が挙げられる。La Chasse au Moyen Age: Actes du colloque de Nice (22-24 juin 1979), Nice, les Belles lettres, 1980 (以下、La Chasse au Moyen Age, 1979と略す) ; La Chasse au Moyen Age: Société, traités, symboles, éd. A. Paravicini Baglani et B. Van den Abeele, Micrologues Library, Sismel, 2000 (以下、La Chasse au Moyen Ageと略す)。

(7) Ménard, Ph., « Littérature et iconographie : les pièges dans les traités de chasse d'Henri de Ferrière et de Gaston Phébus », *La Chasse au Moyen Age*, 1979, pp.159-188.

(8) Tucoo-Chala, P., *Gaston Fébus: Un grand prince d'Occident au XIVe siècle*, Pau, Éd. Marrimpouey jeune, 1976, pp.163-189.

(9) Van den Abeele, B., *La fauconnerie dans les lettres françaises du XIIe au XIVe siècle*, Leuven, Leuven U. P., 1990(以下、La fauconnerie dans les lettres françaisと略す)。

トリューベルと Ch. ド・ソーニエによる、アンリ・ド・フェリエール、ガース、ガストン・フェビュスの著作に関する研究など、文学的な見地からの成果がいくつか現れた。しかし、ファン・デン・アベルの場合は鷹狩りに焦点が絞られており、猟犬を用いた狩猟の書は視野に入っていない。また、ストリューベルらはガースらの3つの狩猟本を、その系譜、教育、内容、美学、sénéfiance（意味）、驚異とシンボルなど、総合的に論じているが、文学的な分析が主な目的であり、狩猟術の書の歴史的・社会的な位置付けは主題ではない。

以上のように、これまでの狩猟術の書に関する研究では、14世紀半ばから後半にかけて、フランスで重要な狩猟術の書が登場した歴史的・社会的背景についてはあまり議論の対象とはされてこなかった。そこで、本稿では、従来の研究で繰り返されてきた、狩猟術の書における技法や、狩猟にかかわる動物に関する知の系譜を改めて取り上げるのではなく、14世紀後半に俗語の代表的な狩猟術の書が現れた理由を歴史的、社会的な事象と絡めて考察することを目指している。

（2）3点の狩猟術の書

ここで、それぞれのテクストの成立状況と、その内容について簡単に触れておく。

『モデュス王とラティオー王妃の書』は、ノルマンディーの貴族の家系に属するとみられるアンリ・ド・フェリエールによって著された。著者についてはほとんど知られていないが、出身のフェリエール家はノルマンディーの名家で、ブルトウイユの森を所有しており、王の狩猟に付き従っていたという。⁽¹¹⁾ この著作は、『モデュス王の狩猟の書』と『災禍の夢』の2部構成になっており、タイトルの通り、前者が狩猟術の書になっている。また、オイル語（フランス語）で書かれた初のオリジナルな狩猟術の書でもあり、ガースやフェビュスの著作をはじめ、後世の狩猟術の書の模倣の対象になった。

『モデュス王の狩猟の書』は、モデュス（modus = 方法、規則）が狩猟の方法について説明し、ラティオー（ratiō = 分別、理論）が教訓化を行うという体裁をとっている。全139章の内容は、おおむね以下の通りである。序文の詩（160行）と書物の目次に続いて、モデュスによって、猟犬を使った狩猟術と狩猟獣に関するさまざまな知識、猟犬の飼育法と治療法、罠猟、弓矢を用いた狩猟術（3-62、64-88章）、タカ狩りとハイタカ狩りの技法および猟鳥の飼育法、治療法に関する知識（89-116章）が取り上げられる。そして、猟犬を用いた狩猟とタカ狩りの優劣に関する討論（117章）を挟んで、鳥を捕獲するための、罠猟をはじめとするさまざまな技法（118-137章）が続く。また、ラティオーによる狩猟にかかわる鳥獣の教訓化（63、138章）、鳥もちのたとえ（139章）の章がある。

G. ティランダーによると、写本は29点残されており（他に『災禍の夢』のみ収録した写本が3点存在）、内訳は14世紀のものが4点、15世紀のものが23点、16世紀が1点、18世紀

(10) Strubel, Saulnier, *op.cit.*

(11) Henri de Ferrières, *op.cit.*, p. LIII.

が1点である。⁽¹²⁾近代以前の刊本としては、1486年にシャンベリーで『狩猟の書』のみ印刷されたものがあり、それをもとにした刊本が16世紀に5回にわたってさまざまな書店から出版されている。⁽¹³⁾なお、本稿で参照したティランダーによる校訂本は、1379年に作られた写本(BNF, fr.12399)を底本としたものである。⁽¹⁴⁾

2つ目の作品、『狩猟の物語』の著者ガース・ド・ラ・ビュイーニュ(生没年不詳)もノルマンディー出身で、フランス王家の宮廷礼拝堂付き司祭として3人の国王(フィリップ6世、ジャン2世、シャルル5世)に仕えた。彼は幼少の頃から狩猟に親しんでおり、『狩猟の物語』のなかには、9歳の頃からタカ狩りに親しみ、12歳頃にタカを飼い馴らしたという記述がある(『狩猟の物語』5563-5568行)。彼は、ポワティエの戦いで捕虜となったジャン2世に付き従ってイングランドのハーフォードに赴いた。その地に滞在中の1359年、彼はジャン2世の要請により、王子フィリップ(後のブルゴーニュ公)のために本書の執筆を開始した。

『狩猟の物語』は、他の2作品と異なり細かな章立ては存在せず、8音節詩句12210行の韻文からなる、アレゴリーが多用された文学的な色彩の濃い作品である。内容はおおむね2つに分けることができる。前半の約5000行はさまざまな徳(vertus)と悪徳(vices)のアレゴリックな闘いを通して、理想のタカ狩りのありようや、それを行う者はどうあるべきかということが示されてゆく。後半は王の御前で、獵犬を使った狩猟とタカ狩りの優位を競う討論が狩猟の技法や場景、挿話などを交えて展開され、双方引き分けというかたちで大団圓を迎える。

写本は21点(14世紀6点、14-15世紀1点、15世紀13点、18世紀1点)見つかっており、その他に断片が1点存在する。⁽¹⁵⁾また、近代以前の刊本は3種類存在するが、それらはガストン・フェビュスの『狩猟の書』と1セットになって刊行されている。⁽¹⁶⁾本稿で参照したテクストは、シャンティイのコンデ美術館所蔵の14世紀の写本(M. Condé 487)が底本になっている。

『狩猟の書』の著者ガストン(3世)・ド・フォワ=ベアルン、通称フェビュスは、1331年、ガストン(2世)・ド・フォワ=ベアルンとアリエノール・ド・コマンジュの間に誕生した。彼の妻アニエスの実家のナヴァール王家はフランス王家と婚姻関係で結ばれており、フィリップ6世と彼は義兄弟の関係だった。

フェビュスは父親の死(1343)によって、母親の後見のもと、12歳でその領土を継承した。領土はフランスとイングランドの封土から成っており、百年戦争による英仏の対立のなかで分裂の危機に瀕していた。父親はフランス国王フィリップ6世の陣営についていたが、フェビュスはクレシーの戦い(1346)の翌年、フィリップ6世に対し、自領は神にのみ属すると宣言した。以後は中立的な立場を保持して領土の保全と拡大に努めた。近隣のアルマニャック伯とは古く

(12) *Ibid.*, pp.VII-XI.

(13) *Ibid.*, pp.LVI-LIX.

(14) *Ibid.*, p.LXI.

(15) Gace de la Buigne, *Le roman des deduis*, pp.13-19.

(16) *Ibid.*, p.19, p.42.

から敵対関係にあったが、1362年と1373年の二度にわたって戦い、勝利を収めた。1381年にはアルマニヤック家と縁戚関係にあった、ラングドック総代官ベリー公ジャンと戦ってこれを破り、南フランスにおける覇権を確立した。

フェビュスは中世後期の貴族文化を体現した人物でもあった。北方十字軍に参加したり、(1357-58) ジャクリーの乱の際にモーで叛徒に包囲され孤立していた貴婦人たちを救出するなど、同時代人の間では騎士としての名声が高かった。また、音楽や文学にも造詣が深く、オルテスの宮廷は、音楽が盛んなことで知られていた。フェビュスの領土はオック語圏に属していたが、彼自身はフランス語（オイル語）も堪能で、『祈祷の書』⁽¹⁷⁾と『狩猟の書』⁽¹⁸⁾をフランス語で著している。

しかし、彼が最も名声を博したのは狩猟の分野だった。アルドゥアン・ド・フォンテーヌ＝ゲランの『獵犬を用いた狩猟宝典』(1394) のなかで、ガストン・フェビュスはタンカルヴィル副伯とともに狩猟の大家として称賛されている。また、彼の狩猟術に関する博識ぶりはジャン・ド・マンをしのぐとされている。⁽¹⁹⁾ フロワサールも『年代記』のなかでフェビュスが獵犬を使った狩猟をとくに好んだことに言及している。彼は1388年にオルテスを訪問するが、その際フェビュスに獵犬を贈っている。

フェビュス自身、狩猟の第一人者として自負していた。『狩猟の書』では、「 [...] フォワ伯、ペアルンの領主たる私ガストン、渾名フェビュスは、あらゆる自分の時間において3つのことを楽しんでいる。1つは戦い、もう1つは愛、そして今1つは狩猟である [...]。しかし私は戦いと愛の2つの務めはおろそかにしている [...]、だが、3つ目の務めは、私にいかなる師匠もいないことは疑いなく、どれ程自画自賛であろうとも私が述べたいことなのだが、それは狩猟なのである [...]」(『狩猟の書』プロローグ3-6行)と記している。彼が唯一狩猟の分野で自らに優る存在と見なしているのは、『狩猟の書』を献呈したブルゴーニュ公フィリップ（豪胆公）のみだった。

テクスト成立の時期に関しては、1387年に口述筆記が始まり、フロワサールのオルテス訪問の頃には完成していたと考えられており、1389年成立という説が有力である。⁽²⁰⁾

テクストは、すでに述べた通りフランス語（オイル語）で書かれている。これは、12世紀後半以来、オック語の文化的重要性が相対的に低下傾向にあり、フェビュスの時代にはフランス語の方が広域言語として優勢であったという事情を反映していると思われる。フランス語を選択したのは、より広範な地域の戦士階層の人間に著作の内容がより正確に受容されることを目指したためであろう。⁽²¹⁾

(17) Froissart, *op.cit.*, XI, p.85.

(18) Fontaines-Guérin, *Trésor de vénerie* の内容に関しては、Tucoo-Chala, *op.cit.*, pp.163-164 を参照。

(19) Froissart. *op.cit.*, p.86.

(20) Tucoo-Chala, *op.cit.*, p.164; Gaston Fébus, *op.cit.*, p.22 ; Bibliothèque Nationale de France, « Bnf Le Livre de chasse de Gaston Phébus—Le Livre de chasse », (<http://classes.bnf.fr/phabus/livre/livre.htm>). 2003. 10. 31 取得。

(21) Tucoo-Chala, *op.cit.*, pp.183-184.

内容については、獵犬を用いた狩猟のみが主題となっている。テクストの構成の概要は以下の通りである。プロローグ、狩猟の対象になる14の動物の特徴とその生態（1-14章）、獵犬の病気とその治療法、獵犬の種類とその生態、飼育法（=狩人養成の第一段階）など（15-27章）、獵犬を使った狩猟（シカ狩り全般とイノシシ狩りの一部）の過程（=狩人養成の第2段階から最終段階まで、28-45章）、獵犬を用いた他の獣の狩猟法（46-59章）、罠と弓矢を使う狩猟の技法（60-85章）、エピローグ⁽²²⁾。叙述の特徴としては、同時代の著作に顕著にみられるアレゴリーやシンボリズム、教訓化が少なく、経験主義的で実際の狩猟に役立つ情報が簡潔に述べられていることがあげられる。

テクストのオリジナルは、現在は散逸したフェビュスとフィリップ豪胆公所蔵の2点といわれている。このオリジナルをもとに、多数の写本が作成された。現存する写本は、ティランダーによると44点（14-15世紀初頭1点、1400年頃2点、15世紀36点、16世紀5点）である。近代以前の刊本は3種類（16世紀）あるが、それらは上述のガースの『狩猟の物語』の抜粋⁽²³⁾とセットになったものである。本稿で参照したテクストは、エルミタージュ所蔵の写本の校訂本である。

3つの狩猟術の書の著者たちは、それぞれ何らかの形でフランス王家とかかわりをもっていた。また、彼らの作品には、互いに影響が見られる。ガースはアンリ・ド・フェリエールの著作の存在を知っており、『モデュス王の狩猟の書』と『狩猟の物語』にはいくつもの共通点があることが指摘されている。⁽²⁴⁾『狩猟の書』も、その内容の多くが『モデュス王の狩猟の書』と重なっている。また、『狩猟の物語』のオーブリ・ド・モンディディエの忠犬の挿話は、『狩猟の書』にも取り入れられている。

テクスト受容の状況に関しては、写本の点数などから、どの作品も14世紀だけでなく15世紀から16世紀にかけても成功を収めたことが分かる。残存する写本の点数から見ると、『狩猟の書』が最も好評を博したと推測できるだろう。現在、『狩猟の書』がロンドン、グラスゴー、ジュネーヴ、ドレスデン、トリノ、サンクト・ペテルブルグ、ヴァティカンなど、『モデュス王の狩猟の書』がオックスフォード、ジュネーヴ、モデナ、トリノなどに所蔵されていることを鑑みると、これらの狩猟術の書は、おそらくフランスとブルゴーニュという領域を越えて、広く受容されていったと考えられる。

内容に関しては、15世紀は原本に忠実だったが、16世紀になると読者の好みに合わせてタイトルや内容が改変された上で受容されていった。『狩猟の書』に関していえば、16世紀の刊本はすべてガースの作品のタカ狩りの項目とセットにされている。また、1561年にジャック・

(22) テュコ＝シャラは第28章までを第2部としているが、第27章で見習い小姓に関する事項が終了しているため、本稿では第27章までを第2部とした。

(23) Gaston Fébus, *op.cit.*, pp.27-35. なお、写本の点数についてはティランダーの見解に従った。

(24) Gace de la Buigne, *op.cit.*, pp.10-11.

(25) Smets, Van den Abeele, *op.cit.*, pp.321-334.

ド・フィユー（1521-1580）が『狩猟の書』の内容の多くを借用し、かつ罠猟や不要と判断した動物の項目を削除して、『獵犬を使った狩猟』を出版し、おおいに成功を収めた。その後は狩猟法や価値観の変化に伴い、『狩猟の書』の狩猟の技法は時代遅れのものとなってその役割を終えるが、動物に関する知識は参考され続けた。⁽²⁶⁾

以上のことから、3つの狩猟術の書は、中世後期から近世の西欧の狩猟や狩猟術の書において一定の影響力を持ちえた、完成度の高い著作であると考えることができる。では、それらは具体的にどのような状況下で生み出されたものなのだろうか。

2 貴族階級の形成と狩猟術の書

（1）⁽²⁷⁾ 狩猟権の占有、高貴さの指標としての狩猟

本章では、狩猟行為が高貴さの指標として機能してゆく過程と、そのなかで3つの狩猟術の書がどのように登場し、いかなる役割を担っていたかについて考察したい。

狩猟が貴族の属性と見なされるようになっていった要因としては、まず狩猟権の問題があげられるだろう。冒頭でも言及したが、獵犬と獵鳥を用いた狩猟は中世初期以来戦士階級と深く結びついていた。彼らは禁猟地を設け、シカ類、イノシシ、クマなどの大型獣の狩猟権を独占していた。一般に、非戦士階級には禁猟地以外での小型獣やオオカミ、キツネなどの害獣の狩猟のみが認められていた。狩猟方法も制限されており、平民が狩猟道具として槍などの武器を用いることは禁じられていた。このことの背景には、戦士階級は平民の武装を警戒していたことがあった。⁽²⁸⁾ 現実的な脅威の問題もさることながら、戦士階級にとって武具を自らの階級の象徴であったので、たとえ狩猟目的といえども、非戦士階級の武器所持を認めることはできなかったと考えられる。

戦士階級による狩猟権の占有の動きは時代とともに加速し、フランスでは14世紀以降、それまで非戦士階級に認められていた小型獣の狩猟も制限されてゆく。1393年、ブルゴーニュ公フィリップ（豪胆公、1342-1404、ブルゴーニュ公 1363-1404）がフランス王室所有の森林の狩猟権を掌握し、公が発行する免状を持たない者による王領地での狩猟行為を禁じた。1397

(26) 『狩猟の書』の書誌や、その受容の歴史については、Tucoo-Chala, *op.cit.*, pp.184-187 ; Gaston Fébus, *op.cit.*, pp.24-35, BNF, *op.cit.* 参照。

(27) 狩猟権は、領主権の1つに数えられる。M.L. ブッシュ（指昭博・指珠恵訳）『ヨーロッパの貴族——歴史に見るその特権』刀水書房、2002年、5頁。なお、狩猟権の問題はひじょうに複雑で、地域によって事情はさまざまである。

(28) 禁猟地には、「haies」（境界線の役割と狩猟鳥獣保護の役割を果たす場所）、« défens »（放牧禁止区域）、« garennes »（王や封建領主の御料地）などいくつかの種類がある。Bechmann, R., *Des arbres et des hommes: La forêt au Moyen Âge*, Flammarion, 1984, pp.47-48.

(29) Bechmann, *op.cit.*, p.44, p.46.

(30) ブムケ、前掲書、225-226頁。

年には、国王シャルル6世（1368-1422、位1380-1422）が狩猟権の保有を戦士階級に限定する王令を布告し、平民の狩猟を害獣と渡り鳥に限って許可した。16世紀のフランソワ1世（1494-1547、位1515-1547）になると、森林や狩猟鳥獣に関するいくつかの規制が追加された。こうして、狩猟は名実ともに戦士階級の占有物となっていました。近世においても、狩猟権は基本的に貴族の特権と見なされ続け、1789年に封建的諸特権が廃止されるまでこの状態が続くことになる。

狩猟が戦士階級の占有物になってゆく状況と法的貴族階級の形成期が重なったことにより、狩猟は貴族身分を証明する手段としても利用されるようになる。

貴族階級に属するものは、一般に営利目的の職業の従事が禁じられる一方で、フランシーズ、紋章、上席権など名誉にかかる諸権利、司法上の特権などの恩恵に浴していた。なかでも重要なのは、王侯や都市による課税の大部分を免除されていたことである。そして、貴族がこうした特権を与えられたことによって、貴族資格を定義する必要性が生じたのである。

しかし、現実には貴族身分の明確な基準は存在しなかったので、貴族と認定されるか否かは、結局周囲の人間の評価に負っていた。したがって、貴族と称する者は、それにふさわしい高貴な生活を送り、社会的認知を得る必要があった。馬や武具の所持、紋章、華美な衣装などとともに、獵犬や獵鳥を所持して狩猟を行うことは、貴族的な振る舞いと考えられていた。⁽³¹⁾ 中世後期の免税特権の問題をめぐる身分訴訟のなかで、獵犬や獵鳥を所持して日常的に狩猟を行うことが貴族の証拠として提示されている事例が、M.-Th. カロンによつて指摘されている。⁽³²⁾

（2）14世紀後半の狩猟を取り巻く状況

次に、3つの狩猟術の書が登場した14世紀半ば頃から後半にかけて、戦士階級の間で狩猟の政治的・社会的な重要性が高まったことを指摘する必要がある。まず、上級領主の宮廷において、一部の狩猟にかかる役職の地位が上昇したことがあげられる。たとえば、ブラバントでは14世紀になると、大狩猟官（grand veneur）の社会的地位が次第に上昇し、公の恩顧を得た上級戦士層の者がつく顕職となつた。⁽³³⁾ ブルゴーニュ公国の場合、公お抱えの狩猟隊に所属する身分も上昇傾向にあった。C. ベックによると、従来狩猟係は平民出身者の割合が高かつたのだが、« escuier »（盾持ち）の称号を持つ下級戦士層出身者の割合が次第に上昇してゆく。⁽³⁴⁾

(31) このため、貴族身分の証として獵犬や獵鳥を所持しようとする行為が見られる。中世文学のなかにも、獵犬や獵鳥の所持=貴族という図式が散見される。Rf. Van den Abeele, *La fauconnerie dans les lettres français*, pp.91-94.

(32) Rf. Caron, M.-Th., *La noblesse dans le duché de Bourgogne 1315-1477*, Lille, Presses Universitaires de Lille, 1987, p.45.

(33) Smolar-Meynard, A., « La justice ducale du Plat Pays, des forêts et des chasses en Brabant (XIIe-XVIe siècle) Sénéchal, Maître des Bois, Gruyer, Grand Veneur », *Annales de la société royale d'archéologie de Bruxelles*, LX, 1991, p.51.

(34) « escuier »の割合は、1376-77年には40%であったのが、10年後には50%、1410年代には80%にまで達している。Beck, C., « Chasse et équipes de chasse en Bourgogne ducale (vers 1360-1420) » in *La Chasse au Moyen Age*, p.158.

年	国王	狩獵係	その他の人員
1285	フィリップ4世	3 狩獵係の小姓 (valet de veneur) 1、獵犬 12 頭の世話係若干名	
1288	フィリップ4世	7 獵犬係 5、狩獵係の小姓 6	
1322	シャルル4世	7 小姓 (valet) 8	
1388-98	シャルル6世	7 狩獵係の補助 3、小姓 (valet) 11、小姓 (page) 10	

表1 フランス宮廷における狩獵関係の役職の人員

典拠 : Les age du la Haye, Y., « La vénerie du roi de France d'après les comptes du Maître Philippe de Courguillroy 1388-1398 », p.152 をもとに作成

こうした傾向は、戦士階級のなかで狩獵の持つ社会的な重要性が増していったことを間接的に裏付けているといえるだろう。

王侯の宮廷における狩獵関係の役職の人員も、14世紀後半から増加している。フランス国王の宮廷の場合、13世紀後半から14世紀前半までと比較して、14世紀末には明らかな人員の増加が認められる（表1）。また、ブルゴーニュ公国でも、14世紀後半から15世紀初頭にかけて狩獵関係の役職の人員が増加傾向にあったことが明らかになっている（表2）。このことから、ガースとガストン・フェビュスが狩獵術の書を献呈したフィリップ豪胆公が、実際に狩獵に熱心だったことがうかがえる。

南フランスの領邦君主である『狩獵の書』の著者ガストン・フェビュスがどのような規模の狩獵隊を抱えていたのかは不明であるが、1600頭を超える獵犬を保有していたというフロワサールの記述が残っている。⁽³⁵⁾ ただ、フィリップ善良公（1396-1467、ブルゴーニュ公1419-1467）の獵犬を用いる狩獵司（vénerie de l'hotel）が1440年代に所持していた獵犬（chien courant およびグレーハウンド）が230頭であったことを考えると、この数字の信憑性には多少疑問がある。しかし、少なくとも同時代の王侯のなかでかなりの規模だったと考えられ、フェビュスもまた狩獵を重要視していたことが読み取れる。

以上のような状況のなかで、狩獵は戦士階級の社交生活のなかで重要な位置を獲得していた。狩獵に関する物品は王侯の贈答品として利用されていた。婚姻や、外交的な取引を行う際に、しばしば獵鳥や獵犬、さらには狩獵術の書のやり取りが行われた。たとえば、ガストン・フェビュスがアンジュー公ルイとルルドの城塞を巡って政治的取引を行った際、獵犬をやり取りしたという記述がフロワサールの『年代記』に見られる。⁽³⁶⁾

また、狩獵を通して王侯たちの交流も盛んに行われた。『狩獵の書』のなかにも、フェビュ

(35) Froissart, J., *Chroniques*, éd. Kervyn de Lettenhove, Bruxelles, Devaux, 1867-1877, réimpr. Osnabrück, 1967, XIV, p.325.

(36) Niedermann, Ch., « « Je ne fais que chassier ». La chasse à la cour de Philippe le Bon, duc de Bourgogne » in *La chasse au Moyen Age*, p.179.

(37) Froissart, *op.cit.*, XI, pp.67-68.

史料	年	合計	狩獵頭	狩獵係	補助係	獵犬係	グレー・ハ ウンド係	獵犬担当 の小姓	グレー・ハ ウンド担 当の小姓	聖職者	パン焼き 職人
1363-64											
RGB	1364-65	11	1	2	1	2	1	3	1	0	0
RGB	1365-66	12	1	2	1	2	1	3	2	0	0
1366-76											
RBM	1376-77	21	1	4	1	8	0	4	3	0	0
RBM	1378-79	22	1	4	1	8	0	8	0	0	0
RBM	1379-80	21	1	4	1	7	0	8	0	0	0
RBM	1380-81	21	1	3	1	8	0	8	0	0	0
RBM	1381-82	21	1	4	1	7	0	8	0	0	0
RBM	1382-83	23	1	4	2	7	0	9	0	0	0
RBM	1383-84	24	1	4	2	10	0	7	0	0	0
RBM	1384-85	24	1	4	2	10	0	7	0	0	0
RBM	1385-86	24	1	4	2	10	0	7	0	0	0
RBM	1386-87	26	1	5	1	10	0	8	0	1	0
RBM	1387-88	26	1	5	1	10	0	8	0	1	0
1388-90											
Q	1390-91	25	1	4	2	8	2	5	2	1	0
1391-98											
Q	1398-99	34	1	5	2	13	0	12	0	1	0
1399-01											
RBM	1401-02	36	1	7	2	13	0	11	0	1	1
RBM	1402-03	37	1	6	3	14	0	11	0	1	1
Q/RBM	1403-04	37	1	7	2	11	2	12	0	1	1

表2 会計史料 RGB (=la Recette Générale de Bourgogne)、RBM (=la recette du Bailliage de la Montagne)、Q (=les quittances) に基づいて作成した、ブルゴーニュ公国における獵犬を使う狩猟隊の人員数

典拠：Beck, C., « Chasses et équipages de chasse en Bourgogne ducale (vers 1360-1420) » in La chasse au Moyen Age p.174 の表の一部を翻訳のうえ引用

スがフランス国王フィリップ（6世、1293-1350、在位 1328-1350）、王弟アランソン伯とともに狩猟を行ったことをうかがわせる記述がある。⁽³⁸⁾さらに、ブルゴーニュのように複雑な構成の領邦の場合、狩猟は領内を円滑に統治する手段として利用された。15世紀のフィリップ善良公の時代には、公が領内各地の御料地に出向いて狩猟を行う際には、地元の有力者も招いて交流を図っていた。⁽³⁹⁾このような状況のもと、俗人支配階層において狩猟術の習得が重要な課題になることは、ごく自然な流れであったといえるだろう。

(38) Gaston Fébus, *Livre de chasse*, chap.45, ll.156-157. 以下、『狩猟の書』の引用箇所は、タイトルと章、行のみを記す。

(39) Nidermann, *op.cit.*, pp.182-183.

(3) 狩猟の様式化と狩猟術の書

俗人支配階層の間で、社交手段としての狩猟の重要性が高まるにつれて、狩猟獣の価値付けの序列化や、狩猟行為の様式化が進んでゆく。様式化の傾向は、とくに獵犬を用いた狩猟に顕著に見られ、獵犬を用いた狩猟術の書はそれに呼応するかたちで登場した。

狩猟獣は大型獣（シカ、ダマジカ、ノロジカ、イノシシ、クマ、オオカミ）と小型獣（ノウサギ、ウサギ、カワウソ、アナグマ、ヤマネコ）という分類がなされていたほか、「bestes rousses」あるいは「bestes douces」（シカ、ダマジカ、ノロジカ、ノウサギといった草食動物）、「bestes noires」（イノシシ類）、「bestes mordanz」（イノシシ、オオカミ、キツネ、カワウソ、クマ）といったかたちで分類され、動物によって狩猟法も異なっていた。

中世盛期以降、獵犬を用いた狩猟のなかでは、シカ狩りが最も重視された。これに対し、ローマ、ゲルマン、ケルト人の間で王侯の狩猟の対象だったイノシシやクマなどは、12-13世紀を境に⁽⁴⁰⁾狩猟獣としての地位が相対的に低下した。⁽⁴¹⁾また、オオカミ狩りも低く位置付けられていた。

シカ狩りが高貴な狩猟として見なされるようになったことには、いくつかの理由が考えられる。1つは、狩場の問題である。戦士階級は、大規模な獵犬の群れを用いて獲物が力尽きるまで追い回し、最後に武器で止めをさす「力ずくの狩猟」(chasse à force) を好んだが、この方法でシカ狩りを行う場合、広大な敷地が必要だった。そのため、12世紀以降、事実上、大土地所有者である上級領主層のみが主催できる特権的な気晴らし(déduit)になっていた。つまり、シカ狩りは実際に王侯の狩猟だったのである。

また、シカ狩りは、宗教的な後ろ盾を得ていた。教会は、人間の獸性がむき出しになる狩猟行為に対して、初期中世から批判的だった。しかし、シカ狩りは、クマ狩りやイノシシ狩りほどの激しさや血生臭さは無く、人間の獸性の制御が可能な狩猟と見なされたので、宗教的な見地からすればいくばくか許容されうるものだった。シカそのものの評価も、シカ狩りの評価の上昇に貢献していた。シカは、古典古代には天と地を仲介する光の存在だったが、中世になっても、教父や聖職者たちによってそのイメージが利用されており、教会に支配された動物だった。⁽⁴³⁾旧約聖書詩篇42の「枯れた谷にシカが水を求めるように／神よ、私の魂はあなたを求める」という一節の存在や、狩りたてられるシカにキリスト受難のイメージが重ねられたこと、シカが罪の化身と見なされたヘビを食べるという伝承などにより、シカには宗教的に肯定的な

(40) Rf. Pastoureau, M., « La chasse au sanglier : histoire d'une dévalorisation (IVe-XIVe siècle) » in *La Chasse au Moyen Age*, pp.7-23.

(41) 西欧におけるオオカミの文化史については、D.ベルナール（高橋正男訳）『狼と人間——ヨーロッパ文化の深層』平凡社、1991年；C.-C.& G.ラガッシュ（高橋正男訳）『狼と西洋文明』八坂書房、1989年参照。

(42) Pastoureau, *op.cit.*, p.15.

(43) パストゥローは、シカ狩りをしていた狩人が改悛し、後に聖人になる事例を指摘している。Id., p.22.

(44) 共同訳聖書実行委員会『聖書 新共同訳』、日本聖書教会、1993年、(日) 875頁。

イメージを付与されていた。⁽⁴⁵⁾ このように、異教の時代に神聖視されていたイノシシやクマではなく、教会イデオロギーの支配下にあるシカを狩ることに価値を置くことは、狩猟という極めて世俗的な行為が教会イデオロギーに妥協することを意味した。しかしそれは同時に、シカ狩りに宗教的権威が付与され、その地位が上昇することをも意味していた。

こうして、中世後期において、獵犬を使った狩猟のなかで、「力ずくの」シカ狩りは戦士階級の間で高く位置付けられることになった。14世紀後半の3点の狩猟術の書においても、このことがはっきりと認められる。いずれの作品においても、狩猟術の説明の際は、シカ狩りが最初に登場し、最も多くの紙幅を割いて説明される。そして、アンリ・ド・フェリエールは「最も楽しい狩猟の1つ」⁽⁴⁶⁾、ガースは「王にふさわしい狩猟」⁽⁴⁷⁾と述べている。また、ガストン・フェビュスは「シカ狩りは素晴らしい。というのも、1頭のシカをよく追いかけることは素晴らしいことであり、シカの隠れた場所に目印をつけるのも素晴らしいことであるし、それ(=シカ)を走らせておくのも素晴らしいことであるし、 [...] 皮を剥ぎ、(狩人と獵犬で)獲物を分け合うのも素晴らしいことであるし、肉は素晴らしい美味だからである。 [...] とにかく、あらゆることを検討するに、私は(シカ狩りは)狩猟のうちで最も高貴なものであると思っている」(『狩猟の書』1章 52-53行、括弧内筆者)と称賛している。フェビュスにとって、狩猟といえばまずシカ狩りを意味していた。『狩猟の書』のプロローグでは狩猟擁護論が展開されているが、そこですでにシカ狩りが念頭に置かれている。

獵犬を用いた「力ずくの」シカ狩りは、およそ4つの過程に分けることができる。まず、獵犬係が、獵犬を用いてシカの残した形跡を手がかりに狩猟に適したシカを見定め、その隠れ家を突き止める。次に、狩人全員による野外での集会が開催される。食事を楽しんだ後、狩猟の打ち合わせが行われ、獵犬係の報告をもとに、狩猟頭(領主)が狩りたてるシカを決定する。その後、獵犬を用いながら騎乗して狩り出しを実施。最後に、捕えた獲物を解体し、獵犬にも褒美を与える。シカ狩りは手順が細かく様式化されている上に、煩雑な狩猟用語を使い分けなければならなかった。糞1つとっても、獲物を見定める必要性から、その形状によって異なる名称が定められていた。他の獵犬を用いた狩猟に関しても、シカ狩りほどではないにしろ、事情は同様であった。そこから、狩猟術の手順と知識のマニュアルを整備する必要が生じたと考えられる。そして、フェビュスの『狩猟の書』のように、貴族にふさわしい理想的なシカ狩りの様式が書物のなかで提示され、それが現実のシカ狩りに反映されることによって、さらに様式化が進んでいったと思われる。

(45) Pastoureau, *op.cit.*, pp.19-22.

(46) Henri de Férières, *Les Livres du roy Modus et la royne Ratio*, éd. G. Tilander, Paris, Société des anciens textes français, 1932, vol1, p.12, chap.3, l.26. 以下、引用の際はタイトル、章、行のみを表記。

(47) Gace de la Buigne, *Le roman des deduis*, éd. Blomqvist, Karlshamn, 1951, p.369, l.7900. 以下、引用する際は、タイトルと行のみを記す。なお、テュコ=シャラによると、シカ狩りが王の狩猟であると初めて述べたのがガースだった。Tucoo-Chala, *op.cit.*, p.166.

次に、猟鳥を用いた狩獵の場合を見てみよう。鷹狩りに用いられたのは、白ハヤブサ、⁽⁴⁸⁾ ハヤブサ、ハイタカ、雌のラナーハヤブサ、オオタカなどである。タカ狩りは見通しの利く水辺で行われることが多く、アオサギやウズラなどの鳥が獲物だった。そのなかでもハイタカ狩りは、貴婦人に好まれた気晴らしだった。

猟鳥を用いた狩獵術の場合も、猟鳥に関する専門用語が存在し、タカを放ったり呼び戻すためのさまざまな手順があったが、猟犬を用いた狩獵ほど動物による狩獵法の違いが際立っているわけではなかった。また、タカ狩りの場合、猟犬の群れを操りながら獲物を追ってゆく動的な「力ずくの」狩獵と比較して静的な狩獵であり、社交性と宮廷風の雅さが狩りの場ではより重要な位置を占めていた。参加者達は、身分に応じた振る舞いを心がけながら、タカが飛翔する姿の美しさや、完璧に馴らされている様子を称賛し合った。⁽⁴⁹⁾

猟鳥は野生の幼鳥を森の巣から捕えてきて飼い馴らすものであり、その訓練には手間と時間を要するため、ひじょうに高価だった。そのため、病鳥の治療は重要な関心事であった。こうした事態を反映して、タカ狩り術の書は、最も早いもので10世紀に登場したのだが、まず病気治療法の知識の伝達手段として発展した(-13世紀半ば)。しかし、フランス語やスペイン語のオリジナルの狩獵書においては、猟鳥に仕立てる技法に主眼が置かれる傾向が表れる。⁽⁵⁰⁾ これは、タカ狩りにおける猟鳥の資質がより大きな関心事となっていたことを反映していると思われる。

以上のように、猟犬を用いた狩獵術の書が狩獵の手順に詳しいのに対して、猟鳥を用いた狩獵術の書は、病気の治療法や訓練法の知識の伝達を目的としたものが多いという特徴がある。⁽⁵¹⁾ いずれにしても、猟犬を用いた狩獵とタカ狩りでは、若干事情が異なるとはいえ、狩獵に関する知識を体系化したマニュアルが必要とされる状況であったことは確かである。そのマニュアルを書物というかたちで残すこととは、合理的な方法の1つだったといえるだろう。

(4) 貴族文化としての狩獵術の書

第1章(2)で述べた通り、3つの狩獵術の書はフランス王家に何らかのかかわりを持つ者たちによって著された。そして、内容的には貴族文化としての狩獵、すなわち猟犬を用いた「力ずくの」シカ狩りやタカ狩りの技法を中心に取り上げられている。これらの作品は、狩獵という貴族文化が書物というかたちをとて表現されたものと考えることができる。

狩獵術の書と貴族文化の結びつきを顕著に示すものとしては、豪華彩色写本の存在があげられる。その背景には、中世後期における王侯の蔵書熱があった。たとえば、シャルル5世は翻

(48) 森林で行われるオオタカ狩りは、軽蔑の対象になった。Rf. Gerreau, A., « Chasse » in Le Goff, J., J.-C. Schmitt (dir.), *Dictionnaire raisonné de l'Occident Médiéval*, Fayard, 1999, p.167 ; Strubel, Saulnier, *op.cit.*, p.134.

(49) Strubel, Saulnier, *ibid.*, pp.162-167.

(50) Van den Abeele, *La littérature cynégétique*, p.32.

(51) *Ibid.*, pp.31-33. なお、残存する写本の種類は、タカ狩り術の書が圧倒的に多い。 *Ibid.*, p.31.

訳家の集団を組織して、ラテン語から俗語への翻訳事業を推進し、1000 冊を超える書物を所蔵する図書館を創設した。⁽⁵²⁾ ランブル兄弟の装飾画で知られる『ベリー公のいとも豪華なる時祷書』を作らせたのは、シャルル 5 世の弟ベリー公ジャンである。彼らの兄弟であるブルゴーニュ公フィリップ（豪胆公）も、熱心な書物の収集家だった。⁽⁵³⁾ また、ガストン・フェビュスも蔵書家の 1 人に数えられた。豪華な彩色を施した書物を多数所蔵することはステイタスの象徴だったのである。王侯や大領主は、こうした豪華な彩色写本を、しばしば互いに贈りあった。

狩猟術の書もまた、王侯の愛書趣味を反映したものであった。たとえば、フェビュスの『狩猟の書』の場合、すでに述べたように、オリジナルの豪華彩色写本が 2 点作成され、1 点はフィリップ豪胆公に献呈されている。また、『モデュス王とラティオー王妃の書』と『狩猟の書』⁽⁵⁴⁾ の本文には挿画の存在を示唆する記述が見られることから、絵入りの彩色写本に仕立てられることが最初から想定されていたと推測できる。

また、内容にも趣向が凝らされていた。アンリ・ド・フェリエールやガースの作品には、討論 (débat) やアレゴリーなど、当時流行していた文学的技法が採り入れられており、たんなるマニュアルという性格を超えて、文学的な読み物としての面白さも意識されている。

狩猟術の書のなかでは、獵犬と獵鳥を用いた高貴な狩猟を行う狩人の資質にも言及されている。たとえば、ガースの『狩猟の物語』の前半では、タカ狩りを行う者の資質が繰り返し問題になっており、傲慢、憤怒、貪欲などさまざまな悪徳が狩人にふさわしくないものとして擬人化される。これに対して名誉、高貴さ、雅であること、愛、気前のよさ、忠節、道理、忍耐、勇敢さなどの美德がタカ狩りにふさわしい存在として擬人化されている。

一方、フェビュスの場合、理想の狩人は「善き狩人」(bon veneur) という言葉で表現される。善き狩人を目指す小姓に関しては「第 1 に、口数は少なく、見栄張りでなく、上手く器用に行動しなければならない。そして、自らの務めにおいて賢明で熱意に満ちている必要がある。というのも、善き狩人は自らの務めを誉めそやしたりしないからである」(『狩猟の書』30 章 29-31 行) と述べられている。

ガースやフェビュスの描く理想の狩人の姿は、ブムケが『中世の騎士文化』のなかで言及している宮廷道徳に基づいたものであり、理想の騎士に通じる資質を持ち合わせている。つまり、理想の狩人は、理想の騎士でもあるといえる。理想の狩人像の問題に関しては、教会イデオロギーが大きくかかわっているため、次章で改めて言及する。

以上のように、3 つの狩猟術の書は、貴族的な狩猟を中心とした狩猟術の知識を、当時の貴族にふさわしいと見なされた豪華な書物という媒体を用いて、それにふさわしいかたちと内容

(52) ブリュノ・ブラセル著（荒俣宏監修）『本の歴史』、創元社、1998 年、31-33 頁。

(53) Schnerb, B., *L'état bourguignon 1363-1477*, Paris, Perrin, 1999, pp.346-358.

(54) Tucoo-Chala, *op.cit.*, p.135.

(55) 註 (7) 参照。

(56) ブムケ、前掲書、390-403 頁。

でもって記述したものだったといえる。同時に、こうした貴族文化との結びつきを深めた狩猟術の書は、非貴族との差別化を図る機能を果たすことにもなる。

中世には高貴な狩猟の裏返しとして軽蔑の対象となった狩猟があった。その代表的なものが、罠猟である。罠猟は、武器を所有できない平民が行う狩猟とみなされており、貴族の狩猟と明確に区別されていた。そして、時に罠猟を見下す意識は、平民への軽蔑心と重なっていた。このことは、狩猟術の書のなかにもはっきりと表れている。

『モデュス王とラティオ一王妃の書』では、罠猟の記述は、満足な狩猟用具も持たない「貧しい」平民が、自らの畠や家畜を守るためにやむなく獣を狩る必要性に迫られた結果、モデュス王に請うて狩猟法を授かるという形式をとる。彼らには、楽しみ (déduit) としての狩猟は認められていないのである。

一方、ガースは「身分の低い人々」(『狩猟の物語』8993行) の狩猟として、罠を用いたり待ち伏せをして行うノウサギ猟を紹介する。平民にとってのささやかな楽しみ、あるいは金儲けの手段というわけである。しかし、タカ狩りは彼らにふさわしくないとされる(『狩猟の物語』9043-9048行他)。アンリ・ド・フェリエールとガースにとって、平民が貴族と同じ楽しみとしての狩猟をたしなむということなど考えられない事態だった。

フェビュスも、ガースと同様に罠猟をはっきりと高貴な狩猟の対極に位置付け、「これ（落とし穴を利用したイノシシ狩り用の罠）についてはじゅうぶんに述べた。というのも、これは卑賤の者と、平民と、農民の狩猟だからである」(『狩猟の書』61章11行、括弧内筆者) などと述べて軽蔑の意を隠さない。ひじょうに動的な「力ずくの」狩猟で、知力と体力をかけてシカを追跡することのなかに貴族的な美学を見出すフェビュスにとって、身体を動かすこともなく、待ち伏せして獲物を捕える行為は、美学に反する狩猟法であった。彼は「ゆえに、我らの新人狩人が短い狩猟で、卑しいやり方でシカを捕まえたいと望むとき（罠でシカを捕えるのである）、そして、（罠によるシカ狩りは）まさしく太った者や老人、高位聖職者もしくは働きたくない者の狩猟であり、彼らにとっては素晴らしい狩猟であるが、技によって、また正しい猟犬を用いた狩猟によって狩をしたいと望む者のため（の狩猟）ではない [...]。(同書60章17-19行、括弧内筆者)」と述べる。また、飛び道具である弓矢を最初から用いる狩猟も、狩猟法としての評価はけっして高くはない。

このように、3つの狩猟術の書のなかで、猟犬と猟鳥を用いた高貴な狩猟と平民が行うその他の狩猟は明確に区別されている。しかし、卑しい狩猟法とされた罠や弓矢を用いた狩猟の技法もまた、狩猟の技法として認知されて書物のなかに書き記されていること、そして、その技法に関する知識を支配しているのが平民ではなく君主であることは注目に値するだろう。たとえばアンリ・ド・フェリエールの著作のなかでは、狩猟の技法を授けるのはモデュス王である。あらゆる狩猟の技法は彼の支配下にある。卑しむべき罠猟もまた彼に支配されており、「貧しい」平民は王から技法を伝授されるのであって、平民自らが技法を編み出し、支配するものとして描かれることはない。『狩猟の書』の場合、卑しいとされる狩猟法は「善き狩人」ならば当然通じておくべき技法だった。「 [...] もし力ずく (à force) で、あるいは道具によって獣を捕え

ることができなければ、何人たりとも完全に善き狩人ではないと思われるからなのだが、私はそれ（=罠獵）について述べるのは気が進まない。というのも、もしも高貴さのため、かつ美しい狩をするためでなければ、私は獣を捕えることを教えるべきではないからだ。 [...]」（『狩獵の書』60章3-5行、括弧内筆者）という記述からは、美学に反する罠獵を軽蔑しながらも、支配の対象として認識していることがうかがえる。

狩獵術の書において、以上のような言説が展開される背景には、中世後期の現実社会のなかで、貴族が平民との差異を明瞭なかたちで示しつつ、同時に平民を支配する存在であることを主張する必要性があったからに他ならない。したがって、罠獵は、貴族文化としての狩獵術の書のなかで欠かせない存在だったといえる。あらゆる狩獵術は、貴族に支配されるべきものだった。そして、狩獵術の書は、単なる実用書の域を超えて、狩獵術の支配者たる高貴な存在＝戦士階級のための作法の書であり、かつ宣言書であるといえるだろう。

3 教会イデオロギーと狩獵文化

（1）狩獵批判の言説

西欧中世社会において、戦士的領主階級と並んで支配階層を形成していたのは聖職者階級である。彼らは政治的、社会的に大きな影響力を及ぼしており、戦士階級も教会イデオロギーの影響を免れることはできなかった。本章では、戦士階級に特有の世俗的な文化である狩獵文化が、教会のイデオロギーとの妥協と融合を図っていった過程を追う。

第2章（3）すでに言及したように、中世初期から教会は狩獵行為に対して批判的だった。獲物を狩りたてる狩人の姿は捕食動物を想起させるものであり、人間が獣と同等のレヴェルに墮落することを意味していた。それは、人間は至高の神に至る道を目指すべきというキリスト教の教えに矛盾する行為だった。そのため、聖職者の狩獵行為は禁じられていた。⁽⁵⁷⁾

J. ヴォワズネは、このような教会の姿勢を反映して、キリスト教文学のなかに、しばしば獲物の狩りたてというネガティヴな行為に聖人が介入するモチーフが登場することを指摘している。⁽⁵⁸⁾ ただし、狩人は聖人の聖なる力に感嘆してその宗教的権威を認めるなど、まったく否定的な存在として描かれているわけではない。狩人が自分の馬や獵犬を失うという厳しい裁きが下る事例も見られるが、狩人そのものが悪魔の使いとして描かれるわけではない。つまり、問題とされているのは狩獵の行為者ではなく、むしろ狩獵という行為なのである。また、獲物を

(57) Verdon, J., « Recherches sur la chasse en Occident durant le Haut Moyen Âge » in *Revue belge de philologie et d'histoire*, LVI, 1978. p.810.

(58) 狩獵行為に介入する聖人のモチーフに関しては、パストゥローも言及している。註（27）参照。

(59) Voisenet, J., *Bêtes et Hommes dans le monde médiéval: Le bestiaire des clercs au Ve au XIIe siècle*, Tournhout, Brepolles, 2000, p.221.

狩りたてる狩人の様子は、キリスト教文学において、悪魔が罪を犯した魂を地獄に追い立てるイメージと結び付けられていた。⁽⁶⁰⁾

教会は、狩獵を最も強いものが最も弱いものを迫害するという、現世における正義の欠如の象徴であり、また罪の勝利の証であるとして断罪したのである。このような教会の狩獵批判の背景には、狩獵行為が完全に物質的かつ現実志向の貴族的な振る舞いであり、聖職者イデオロギーと対立するものだったという理由がある。そのため、聖人伝において、しばしば狩獵行為は、戦士階級の家に生まれた後の聖人が聖職を志す際の妨げとして描かれた。⁽⁶¹⁾

12世紀になると、聖職者による狩獵批判は、宮廷批判の1つとして表れてくる。その代表的なものが、ジョン・オヴ・ソールズベリの『ポリクラーティクス』第1巻第4章である。⁽⁶²⁾

ジョン・オヴ・ソールズベリにとっても、狩獵は好ましからぬ行為であり、「空虚で気違いじみた仕事」⁽⁶³⁾である。生業としての狩獵は認められるが、それは卑しい職業である。人間にはそれぞれふさわしい務めがある。王侯には王侯の務めがあり、彼らの狩獵行為は森林監督官や狩人の務めを侵害することになる。つまり、狩獵は王侯の務めではないのである。彼は「本当になおさら、よりふさわしくなく、破廉恥で、不当なことというのは、汝（＝王侯）が肉屋になったり、かような獸どもの汚物に自らまみれて、王の誉れあるいは教皇の位階を覆し、貶めることである」と批判する。⁽⁶⁴⁾

また、狩獵は傲慢と結びついており、宮廷に存在する虚栄の1つとされる。徳は虚栄によって培われることはない。そして、その虚栄は逸楽から生じるものである。彼は、「[...] 逸楽とその他の唾棄すべきことどもは、（男性たちに）放埒な生活を送らせ、精神と勤勉さと冷静な心を消滅させ、皆を女のようにしてしまい、本性（nature）の軽蔑とごまかしによって、女性たちよりも男性たちをより軟弱にし、堕落させるのである」（括弧内筆者）と述べる。したがって、狩獵も人間（男性）を軟弱にし、堕落させてしまうものということになる。

ジョンの批判の眼差しは、戦士階級、具体的にはイングランド国王ヘンリ2世による狩獵の権利と空間の独占の動向に対しても向けられる。王が狩獵に熱心で、イングランドに広大な禁獵地を設け、密猟者には死刑を含む厳罰を適用していたことについて、「我々は空の鳥や海の魚は神の法によって共有物であると学んでいるが、それらは国王の手のなかにとどめられ、飛

(60) それに対して、シカのような狩猟獸は現世の苦難と格闘するキリスト教信者の象徴とされた。Ibid., pp.221-222.

(61) Ibid., pp.222-223.

(62) 『ポリクラーティクス』は1372年にフランスで、国王シャルル5世お抱えの翻訳家の1人であったフランチェスコ会修道士ドゥニ・フルシャによってフランス語訳の写本が作成された。Rf. Foulechat, D., *Le Poliorcatique de Jean de Salisbury (1372) Libres I-III*, éd. Ch.Brucker, Genève, Droz, 1994, p.24. 本稿では、フルシャの翻訳に依拠している。

(63) Ibid., p.107.

(64) Ibid. p.109.

(65) Ibid.

んでいるどこかの場所で、楽しみにおける狩猟によって捕らえられるのである」と批判する。そしてさらに、王侯の狩猟のために農民や牛飼い、羊飼いたちが土地を奪われ、作物が荒らされていると指摘するのである。

聖職者による世俗領主階級の文化に対する批判は、狩猟に限られていたわけではなく、騎馬槍試合、華美な衣装、宴会、舞踊など、さまざまなものに向けられていた。換言すれば、宮廷批判とは、貴族の世俗的、衒示的な物質文化と宗教倫理との対立に根ざしたものといえるだろう。中世の戦士たちが行う狩猟は、食料や資源の調達という実用的な性格よりは、高貴さの誇示という性格の方が強かった。⁽⁶⁷⁾ ジョン・オヴ・ソールズベリはそのことをはっきり認識していた。それゆえに、王侯の狩猟は虚栄だとして容赦なく批判を加えたのである。

(2) 教化の書としての狩猟術の書

聖職者階級は、世俗の物質文化に対して批判的な姿勢を取っていたが、13世紀の第1四半期を境に、積極的に俗人を教化しようとする動きが見られはじめる。その契機になったのは、1215年の第4回ラテラノ公会議において、すべての信徒に年に一度の告解を義務付けたことだった。信徒の良心の糾明を容易にするために、世界やさまざまな人間のあるべき姿を説く必要が生じたのである。

このような状況のなかで、中世初期の君主鑑の系譜をひき、信徒の教化を目的に世界のさまざまな事象を体系化して説く「鑑」(speculum)ものが聖職者によってラテン語でさかんに著されるようになった。13世紀の代表的な著作として、ポンティニーの聖エドマンドによる『教会の鑑』や、ヴァンサン・ド・ボーヴェの『大鑑』(1247-1249)などがあげられるだろう。フランス国王ルイ9世と懇意だったヴァンサン・ド・ボーヴェは、王子たちの教育のために『貴人の子弟の教育について』(c.1247-1250)も著している。こうした著作は俗語に翻訳されて広く読まれたが、13世紀後半からは俗語による著作も現れた。フィリップ3世の聴聞司祭だったオルレアン(プロワ)のロランは、作者不詳の『世界の鑑』をもとに『国王大全』(1280)を著した。

「鑑」のような教化目的の書物を契機として、中世後期にはさまざまな身分や職能における徳目教育を目的とした手引き書が生み出されていった。そして、教会イデオロギーの介入が強まるなかで、俗人の側からも、自らの身分や職能が持つ固有のイデオロギーを、宗教倫理にかなうかたちで体系化しようとする動きが見られはじめる。14世紀になると、ジョフロワ・ド・トゥール・ランドリの『女子教育の書』、パリの一市民による『家政の書』(c.1393)など、さ

(66) *Ibid.*, p.107

(67) 中世の戦士階級の肉類消費のなかで狩猟獣肉が補完的な役割しか果たしていないことは Audoin - Rouzeau, F., « Compter et mesurer les os animaux. Pour une histoire de l'élevage et de l'alimentation en Europe de l'Antiquité aux Temps Modernes », in *Histoire & Mesure*, X, pp.277-312 等の研究によって明らかにされている。

さまざまな教育書が登場した。では、俗人はどのように宗教倫理と整合性を図っていったのだろうか。

戦士階級の場合、中世初期から教会が、武力行使というキリスト教倫理に矛盾する行為を自らのイデオロギーに基づいてコントロールしようと努めてきた。そのなかで、戦士階級のイデオロギーとキリスト教道徳が融合した騎士道理念が形成されていったという経緯がある。こうした状況のもと、13世紀以降、ラモン・ルルの『騎士身分の書』(c.1263、カタロニア語)や、ジョフロワ・ド・シャルニー『騎士道の書』(c.1350)など、俗人による騎士道の手引き書が俗語で著されるようになった。

『騎士身分の書』においては、戦士の高慢さや破壊的な暴力行使が非難され、騎士はキリスト教擁護のために戦い、民衆を秩序正しく支配することが正しき務めとされる。しかし、ラモン・ルルは、武勇、気前のよさといった戦士階級に固有の価値観を否定しているわけではない。『騎士道の書』では、武勇、敬虔さ、国王への忠誠、(宮廷風)恋愛などが騎士道における美德とされ、これらの徳が守られることによって形成される名誉ある世界が称賛される。ここでも信仰と騎士道の融合が見られるが、そこに見られる宗教倫理は、騎士のイデオロギーに都合の良いかたちに解釈され、適用されたものだった。⁽⁶⁸⁾

では、同じく教会イデオロギーと対立関係にあった狩猟の場合はどうだったのだろうか。第2章(3)でキリスト教と結びつきの深い動物であるシカが狩猟のなかでステイタスを築いたことからも分かるように、狩猟もまた教会イデオロギーとの融和が図られた。そして、正当性を獲得するために、宗教倫理にかなった効能を持つ理想の狩猟と狩人像が手引き書のなかで提示されたのである。アンリ・ド・フェリエールらの3つの狩猟術の書は、14世紀に数多く生み出された教化目的の手引き書の狩猟版だったといえる。

3点の著作はどのように教会イデオロギーとの融合を図ったのだろうか。まず、共通しているのは、狩猟を無為の罪(oisiveté)を避ける手段であると規定している点である。無為の罪は、世俗と隔絶された孤独な環境で修練を積む聖職者が、信仰生活への反感や焦燥感を抱き、無気力な状態になって神への奉仕をなおざりにする倦怠の罪(acédie)に由来する。しかし、中世後期の教会による俗人教化においては、無為の側面が罪として強調されるようになる。仕事と労働に高い価値観を見出す社会状況において、神から人間に与えられた務めを熱心に果たそうとせず無為の状態に陥ったり、暇つぶしを求めるることは罪と見なされるようになっていた。無為は「すべての悪徳の母」とみなされていた。⁽⁶⁹⁾

暇つぶしであるとして聖職者の非難の対象になった行為のなかには、狩猟も含まれていた。⁽⁷⁰⁾

(68) 騎士と暴力、騎士理念と騎士道の書に関する考察は、Kaeuper, R.W., *Chivalry and Violence in Medieval Europe*, Oxford, N.Y., O.U.P., 1999, pp.271-297を参照した。

(69) Casagrande, C., S. Vecchio, L. Évard(trad.), « Péché », in *Dictionnaire Raisonné de l'Occident médiéval*, p.889 ; id., P.-E. Dauzat (trad.), *Histoire des péchés capitaux au Moyen Âge*, Paris, Aubier, 2003, pp.127-151.

(70) *Ibid.*, p.144のラバン・モールの引用部分参照。

しかし、3つの狩獵術の書は逆に、狩獵は無為の罪を避ける手段であって、宗教倫理にかなった行為であると主張する。たとえばアンリ・ド・フェリエールとガースは、作品の前書き部分で、次のように述べている。

(モデュス王は) 無為を憎み、軽視する／というのも、それ (=無為) は無価値だからだ [...] 我々が無為の状態にならないために／彼はシカとイノシシ、ダマジカについてのあらゆる狩獵を整備した／そして我々にそれらの捕え方を教えた。

(『モデュス王の狩獵の書』6頁, 括弧内筆者)

ガース・ド・ラ・ビュイーニュ [...] は、1359年にイングランドのハーフォードでこの狩獵の物語をはじめた。前述の君主 (=ジャン2世) の命により、その頃お若かった4番目のご子息でブルゴーニュ公であらせられるフィリップ殿が、無為の罪を避けるために狩獵を学び、また善き慣わしと徳においてよりよく教育される目的で。

(『狩獵の物語』93頁, 括弧内筆者)

また、フェビュスもプロローグで狩獵が無為を避ける手段であると述べる。(シカ) 狩りに励む狩人は、狩獵の務めのために早朝からさまざまなことを考え、行動しなければならない。夜は昼間の疲労のために熟睡する。そのため、無為な状態で空想にふけって7つの大罪を犯す暇がないというのである。狩人は罪を免れた存在であり、天国へ行くことが保証されている。

一方、前章でも指摘したが、狩獵術の書のなかでは、狩人の資質も重要な問題になっている。ガースの場合は、タカ狩りにふさわしい存在として擬人化されたさまざまな美德が登場する。タカ狩り術を極めるためには、宗教的な罪を避け、美德を備えていなければならない。ゆえに憤怒に満ちた傲慢な者はタカ狩りにふさわしくない存在として描かれる。ガースの描く理想の狩人とは、高貴な外見をもち、名誉、高貴さ、雅であること、愛、気前のよさ、忠誠、道理、忍耐、勇敢さ、熱意といった美德を備え、身分をわきまえた人物、つまり騎士道と共に資質を持つ者である。ガースは聖職者だが、『狩獵の物語』では戦士階級のイデオロギーを否定することなく宗教倫理との融和を図っている。そこには、彼が戦士階級出身で、かつ宮廷付礼拝堂の司祭として長くフランス王家に仕えたことにより、貴族文化にひじょうに近しい存在だったという事情があると思われる。

フェビュスの狩人の描き方は、ガースよりも大胆である。彼は、狩獵に従事する者はすべて、狩人という職能に従事する者と解釈する。そして、狩獵は「私の正しき務め」(『狩獵の書』86章3行) であると表明することによって、獵犬を使った力ずくの狩獵に励むことを宗教倫理にかなう行いとして正当化し、狩獵は王侯の務めとしてふさわしくないという教会の批判をかわしているのである。そして、先にも述べたように、すべての狩人は、あらかじめ罪を免れた存在として設定される。さらに、技に優れ、謙虚、賢明、熱意といった美德を兼ね備え、楽しみのための高貴な狩獵の技を追求する模範的な狩人たる「善き狩人」の像が示されるのである。フェビュスの場合、教会のイデオロギーを受容して妥協したというよりは、狩獵行為を正当化

する口実として宗教的な罪の問題を持ち出したと考える方が妥当かもしれない。結局、狩猟術の書においても、騎士道の書におけるのと同様に、戦士階級のイデオロギーに都合良く解釈された宗教倫理に基づいて、狩猟と狩人のあるべき姿が提示されたと考えることができるだろう。

4 おわりに

狩猟術の書は、中世後期に戦士階級の間で実際に狩猟の社会的重要性が高まり、獵犬や獵鳥を用いた高貴な狩猟の様式化が進んでゆく時代状況のなかで生み出されたものでもあった。このことから、書物のなかでは高貴な狩人の資質として、姿の美しさや武勇、気前のよさといった戦士階級に特有の価値観を反映した美德が要求されていた。また、技法の違いによって平民との差異を強調しつつ、狩猟が貴族の文化であることも主張されていたのである。そして、書物が王侯のステータス・シンボルであった時代にふさわしく、豪華な挿絵入りの彩色写本として仕立てられることが多かった。このように、狩猟術の書は何よりも貴族文化と密接なかかわりをもっている。

他方、中世後期は、さまざまな身分や職能が教会のイデオロギーに対応、あるいは対抗しながら適合していった時代だった。同じ頃に貴族文化の1つとしての地位を確立しつつあった狩猟行為も、13世紀以降世俗の教化に積極的に乗り出した教会の影響を免れることはできなかった。こうして、狩猟は宗教倫理を強く意識したかたちで様式化されていった。狩猟には無為の罪を免れる手段という大義名分が与えられ、狩猟を行う者には、宗教的な罪とは無縁の、美德を備えた存在であることが求められたのである。そして、模範的な狩猟の技法と狩人の姿は、狩猟を行う者の教化を目的として、同時代に流行した手引き書の体裁をとって表現されたのである。14世紀の中葉から後半に登場したアンリ・ド・フェリエール、ガース、ガストン・フェビュスの狩猟術の書もまた、そうした教化目的の手引き書の系譜に属しているといえる。

とはいって、これらの狩猟術の書は様式化された狩猟が行える者、すなわち貴族を中心とした読者層向けに書かれていたことに変わりはない。教会イデオロギーの影響を受けながらも、狩猟術の書の内容には、貴族のイデオロギーが色濃く反映されていた。したがって、狩猟術の書もまた、騎士道の書と同様に、貴族イデオロギーの書としてとらえることが可能だろう。

本稿では狩猟術の書を貴族文化の問題として取り上げてきたが、騎士道理論の背景に貴族の武力行使と武具の占有の問題が存在するように、狩猟術追求の陰には貴族の狩猟権独占の問題がある。狩猟権を巡る紛争は近世まで続く大きな社会問題であるが、狩猟術の書をはじめとする貴族的な表象文化と関連付けられた研究は数多いとは言い難い状況であり、今後のさらなる研究が期待されている。